

障発0803第3号  
令和2年8月3日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長  
( 公 印 省 略 )

「療育手帳制度の実施について」の一部改正について（通知）

「療育手帳制度について」（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知）において示されている療育手帳制度の実施については、「療育手帳制度の実施について」（昭和48年9月27日児発第725号厚生省児童家庭局長通知。）において周知しているところである。

知的障害者への航空旅客運賃割引については、現状、療育手帳そのものや療育手帳に記載の旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄の「第1種」「第2種」の提示をもって受けられることから、今般、「療育手帳の書換えについて」で示されている療育手帳における当該割引に係る押印の取扱いを廃止することとした。

これに伴い、別添のとおり上記通知を改正したので、御了知の上、療育手帳制度の適正かつ円滑な実施に努められたい。

また、今般の一部改正については、国土交通省と協議済みであることを申し添える。